# 大川市議会　傍聴者のみなさまへ

平素より、大川市議会へのご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

これは、大川市議会の会議の正常化を推進するにあたり、傍聴の心得をお示しし、ご理解とご協力をお願いするものです。

〇大川市議会傍聴規則（R8.12.1 一部改正）

（傍聴人の守るべき事項）

第7条　傍聴人は次の事項を守らなければならない。

(1) 議席に立ち入らないこと。

(2) 静粛にすること。

(3) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(5) 飲食（議長の許可を得て行う水分摂取を除く。）又は喫煙をしないこと。

(6) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(7) 本会議の動画配信（録画を含む。）において、議場の構造上、傍聴席が映り込む場合があり、特定の個人を識別できる可能性があることを了承の上傍聴すること。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）

第8条　傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（裏面もお読みください）

〇地方自治法

第 130 条（会議の傍聴）

1. 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。
2. 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。
3. 前2項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

第 131 条（議長の注意の喚起）

議場の秩序を乱し又は会議を妨害する者があるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

上記のとおり、地方議会は地方自治法を遵守し、運営がなされています。

傍聴心得をご理解いただき、議場内は全て議長の指示に従い、静粛にご視聴いただきますようお願いいたします。

大川市議会